

## 空家公営住宅の入居者を募集します

■ **申込資格** 月額所得158,000円以下の方で、同居親族がおり、申込者と同居親族が暴力団員でなく、住宅に困窮している方

■ **募集期間** 5月7日(木)～20日(水)

### ■ 募集内容

● **募集住宅** 新広ヶ野住宅12号、13号

▶ **住 所** 五城目町高崎字広ヶ野148番地

▶ **構 造** 木造平屋建(3LDK)／築34年

▶ **家賃月額** 11,600円～17,300円  
※所得によって異なります。

▶ **敷 金** 家賃の3か月分

● **募集住宅** 新広ヶ野住宅41号

▶ **住 所** 五城目町高崎字広ヶ野148番地

▶ **構 造** 木造平屋建(3LDK)／築30年

▶ **家賃月額** 14,200円～21,200円

※所得によって異なります。

▶ **敷 金** 家賃の3か月分

● **入居予定日** 6月15日(月)以降

### ■ 必要書類

① **申込書** 町建設課または町ホームページで入手できます。

② **住民票** 入居予定の方全員分(住民票謄本)

③ **所得証明書** 所得がある方の最新の**所得課税証明書**全員分と完納証明書

### ▶ 保証人の書類

① **連帯保証人の承諾書**

② **所得課税証明書**

☎・📍 町建設課 (☎852・5252)

イオン五城目店や湖東厚生病院などの行き帰りに使えます

## ご利用ください! 町乗合タクシー



### 【町乗合タクシーとは?】

決まった時間に運行するタクシーを予約し、みんなでいっしょに乗り合ってご利用いただく公共交通です。

馬場目線・富津内線・内川線の3路線で運行しており、自宅前と乗降可能な拠点施設、または拠点施設間の移動にご利用いただけます。

### 【町民どなたでも自宅前で乗降可能】

事前に登録すると、だれでも自宅前で乗り降りできます。

### 【料 金】

1回 **300円**でご利用いただけます。

(中学生以下は無料、障害者手帳をお持ちの方は半額)

### 【登録方法】

自宅前から乗降される方は、町まちづくり課へご連絡いただき、まずはお電話でご登録ください。

☎・📍 町まちづくり課 (☎852・5361)

### 【乗降可能場所】

#### 五城目地区

買物施設/イオンスーパーセンター五城目店  
ツルハドラッグ五城目店

病 院/湖東厚生病院、千葉内科医院  
大窪胃腸科内科医院、わしや歯科医院  
田口歯科医院、くどう整骨院  
ごじょうめ眼科クリニック  
在山整骨院

金融機関/秋田銀行五城目支店

あきた湖東農協五城目支所

そ の 他/町公共施設(役場・五城館など)  
小中学校・高校

#### 馬場目・富津内・内川地区

金融機関/内川郵便局

観光施設/道の駅など

そ の 他/町公共施設(地区公民館など)  
各町内の集会所

## 集落支援員のつながる Gojome!

### 集落支援員とは?

地方自治体から委嘱を受けて集落の維持・活性化を支援しています。

こんにちは! 集落支援員の竹内大知です。

爽やかなお天気の日が多くなり、朝市にもぎわいを見せています。暖かくなると外を歩くことも多くなり、みなさまとお話しする機会も増え、嬉しく思います。

今年度も集落支援員は戸別訪問を続けていきます。3月には田町地区の戸別訪問を実施しました。4月～5月にかけては雀籠地区を訪問する予定です。

戸別訪問では、日々の暮らしの中で感じていることや、ちょっとした困りごと、地域への想いなどをお聞きしています。

お話の中からは、買い物やお出かけの際の移動手段、除雪や道路整備など生活に関わること、また熊被害や水害への不安の声がある一方で、近所の方どうしの声かけや助け合い、地域の集会やサロンでの定期的な活動などを通して、人と人のつながりに支えられているというお話も多く聞かれました。

こうした一つひとつの声を大切に受けとめ、それぞれの方がよりよく暮らせる環境づくりにつなげていきたいと考えています。これからもお気軽にお声がけいただけると嬉しいです。



大庁議室にて町長から委嘱状をいただきました。

### — 戸別訪問の実績 —

これまでの戸別訪問では以下の地域にお伺いしました。

【期 間】 令和6年7月～令和8年3月

【訪問地区】 長町、昭辰町、仲町、米沢町、畑町、築地町、一番町、古川町、御蔵町、田町、小池町、東磯ノ目、西磯ノ目、寺庭、大川下樋口、紀久栄町、新町

【訪問数】 計744世帯 中 434件訪問済み  
訪問率: 58.3%

ご協力ありがとうございました

## 地域の環境整備を支援しています

### 協働のまちづくり事業(生活環境等維持管理業務)

町では、町民の皆さんに行っていただく、地域の道路や公園、施設などの環境整備作業に必要な経費を委託料としてお支払いするほか、作業に参加した皆さんの交流に使用できる「協働作業交流費」をお支払いします。ぜひご利用ください。

▶ **対象団体** 町内で活動する団体  
▶ **対象業務** 町内の公共物(道路・公園・施設など)の維持管理

▶ **委託料** 上限 30,000円

▶ **協働作業交流費** 10,000円

📍 町まちづくり課 (☎852・5361)

